

秋田県告示第410号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

平成25年9月3日

秋田県知事 佐竹 敬久

1 道路の区域

道路の種類	旧新別	路線名	区 間		敷地の復員 (メートル)	延長 (キロメートル)
県道	旧	秋田岩見 船岡線	A	秋田市南通亀の町41番7から旭北錦町386番1まで	7.80～46.50	0.694
			B	秋田市南通亀の町41番7から中通一丁目57番まで	16.00～46.00	0.555
	新	秋田岩見 船岡線	"		16.00～46.00	0.555

この表において「A」及び「B」とは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

2 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

- (1) 場所 秋田県秋田地域振興局建設部用地課
- (2) 期間 平成25年9月3日から同月17日まで